

各務原市監査委員告示第7号

令和7年度財政援助団体等監査の結果に基づき、市長から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和8年8月18日

各務原市監査委員 五 島 浩 利

各務原市監査委員 檜 谷 清 美

各務原市監査委員 井戸田 直 人

所管部課：産業活力部観光交流課

監査の結果（指摘事項）	措置の内容
立替払について 国際協会の支出関係書類を確認すると、職員による立替払が非常に多く見受けられた。国際協会においては、内規により概ね1万円以下の場合に限り、立替払を認めていたが、これを上回る金額のクレジットカード等による立替払も見受けられた。 団体事務における立替払は、市の公金の場合とは違い、完全に否定するものではないが、他の自治体における不祥事の例からリスクの高い会計事務と言える。 立替払は、精算時に領収書の添付を義務付けたとしても個人のお金との区別が不明確となり、私用で利用した際の領収書の提出などの不正が行われる可能性があること、証拠となる領収書を紛失した場合に救済不能となることなど、不適正な財務会計事務につながる考えられる。 今後立替払は行わないようにし、請求書払、口座振込による支払等が困難な場合は、資金前渡により職員が現金を受領し、支払った後速やかに精算を行うよう徹底されたい。また、資金前渡による方法が可能となるよう適切に会計規程等の整備を行われたい。 加えて、団体の会計事務に関しては、収入・支出事務を1人の職員に任せきりにするのではなく、必ず複数の職員で確認するなど、万全な対応をされたい。	立替払は、令和8年度の支出事務から行わないこととしました。なお、クレジットカードによる立替払は、令和7年度から行っておりません。請求書払、口座振込による支払等が困難な場合は、資金前渡により職員が現金を受領し、支払った後速やかに精算を行うよう徹底しています。 また、全ての会計事務において、書類作成者を除く3人の職員で確認・点検し、不備を防いでいます。
施設の使用許可申請について 市役所の庁舎や公共施設を国際協会の会議やイベントで使用する際に、市（観光交流課）で申請等を行っているケースが見受けられた。国際協会が主催する会議やイベントを行う場合は、市とは別の団体であることから、行政財産の目的外使用許可申請を行うなど、適切な手続を執られたい。	国際協会の事業のうち、日本語教室、スピーチコンテストなどの多文化共生を推進する事業は、市との共催により市において施設を確保することとしました。なお、国際協会が単独で行う事業は、国際協会において適切な手続により施設を確保します。